

令和元年 5 月吉日

松山市長 野志克仁 様

## 改正健康増進法の遵守等の要望書

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末 1 丁目 3 番 9 号 703 号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail; office@uen-ehime.com

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私ども NPO 法人禁煙推進の会えひめ（現在、会員数約 250 名）では世界禁煙デーに合わせて毎年、禁煙デーの周知、禁煙の推進や大街道・銀天街での路上喫煙禁止、罰則規定付加を求めて、プラカード、シュプレヒコールなどによる禁煙推進パレードを行なっております。今年も、5 月 12 日に開催いたしました。松山市からもご後援をいただき、感謝いたしております。また、講演やイベント、新聞への投稿なども通じて禁煙推進活動を行っておりますが、中でも、歩きタバコ禁止区域での違法喫煙が後を絶たず「松山市歩きタバコ等の防止に関する条例」への罰則規定付加の必要性を強く訴えております。毎年、本件を要望させていただいておりますが、吸い殻が未だに多く捨てられています。特に、開店掃除前の早朝大街道は、ポイ捨てだらけです。今年も、当会の禁煙パレードで、有志による早朝のほんの 30 分程の清掃で約 2,000 本のポイ捨てタバコを回収いたしました。毎年行っておりますが、一向に改善傾向がありません。回収したポイ捨てタバコを本要望書と一緒に持参させていただきます。違反の歩きタバコが減りますように、取りあえずは、違反の自転車乗りを取り締まるのと同様に夜間や早朝を中心に、違反歩きタバコ撲滅のために大街道や銀天街の巡回をお願いできれば幸いです。

受動喫煙は今や世界的に大きな問題となっております。WHO（世界保健機関）は、タバコによる健康被害の重大さを鑑み、「世界たばこ規制枠組条約 (FCTC)」を 2003 年に制定し、現在、日本はもちろん、世界 170 国以上が批准し、タバコ規制を強力に推し進めています。昨年 7 月、「望まない受動喫煙を避けること」を趣旨として健康増進法が改正されました。今年の 1 月から、地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進し、来年 4 月の完全実施までに周知啓発するように努めなければなりません。松山市におかれましては法律に従って、特に飲食店には、来年 4 月からの改正点についての周知をよろしくお願いいたします。そして、この 7 月から行政機関は、原則敷地内禁煙となります。松山市が公費で敷地内に喫煙場所を設置することのないように、行政機関は率先して法律を遵守するとともに、松山市の関与する学校、病院児童福祉施設等にも原則敷地内禁煙を遵守してもらえるようお願いいたします。受動喫煙を防ぐことはもちろんですが、医学的に「喫煙は、喫煙病（ニコチン依存症+喫煙関連疾患）という全身疾患」であり、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」とされており、ニコチン依存症という病気の喫煙者に対しては、禁煙区域を広げることが、禁煙する、すなわち病気を治す助けになります。

そして、この法律が遵守されず「望まない受動喫煙」を受けた場合、相談できる窓口の設置をお願いいたします。市民が気軽に相談できる窓口があれば、日頃、受動喫煙に悩まされている市民が非常に助かると思います。なお、今回の法改正で、違反した場合は、管理者および違反者ともに罰

則規定が設けられておりますので申し添えます。

以上をご理解賜り、歩きタバコ等禁止対象地区に於ける罰則（罰金）付加に向けて、前向きにご検討をいただきたくとともに、市内全域で歩きタバコをしないように周知していただきますように、よろしくお願い申し上げます。

最後に、当会の要望に対しまして、ご回答をいただきますよう、お願い申し上げます。以下に要望を箇条書きにいたしますので、簡潔なご回答をお願い申し上げます。ご回答は、当会ホームページに松山市の取り組みとして掲載させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

敬白

#### 【参考】

改正健康増進法（改正受動喫煙防止法）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

#### 【要望】

- 1) 改正健康増進法を遵守し、松山市関連施設は例外なく「敷地内禁煙」にして欲しい。
- 2) 飲食店に対して、来年4月からの健康増進法改正点について周知徹底して欲しい。  
特に
  - ・小規模店は経過措置として、喫煙可とすることができるが、「喫煙可」の表示義務と未成年を雇うことができない。新規は禁煙店しか認められない。
  - ・違反し勧告に従わない場合、管理者50万円、違反者30万円の過料。
- 3) 松山市として、望まない受動喫煙を受けた場合の相談窓口を設置して欲しい。
- 4) 今でも、望まない受動喫煙を受けている、「銀天街の両入り口（大街道側といよてつ高島屋横）」と松山城山頂広場の喫煙場所を早急に撤去して欲しい。（松山城が火事になったら大変です）
- 5) 「松山市歩きタバコ等の防止に関する条例」に罰則規定を付加して欲しい。
- 6) 自転車運転違反防止のため巡回と同様に、違反歩きタバコ撲滅のために大街道や銀天街の巡回をして欲しい。
- 7) 「松山市歩きタバコ等の防止に関する条例」は、禁止区域だけでなく市内全域で歩きタバコをしないように努力しないといけないということを市民へ周知して欲しい。